施設等利用費の請求手続きについて

認可外保育施設等(認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の利用費について支給を受ける場合は、次のとおり手続きが必要です。

○対象児童: 事前に市から「子育てのための施設等利用給付認定」第2号または第3号を受けたお子さん(認可の保育施設、認定こども園(一部を除く)、幼稚園(一部を除く)に在園している場合は、対象外です。)

○支給上限額

•第2号(3歳児~5歳児)

1人あたり月額37,000円まで

第3号(0歳児~2歳児(市民税非課税世帯のみ)) 1人あたり月額42,000円まで

※預かり保育を実施していない幼稚園等に在園しているお子さん

•3歳児~5歳児(小学校就学前)

1人あたり月額11,300円まで

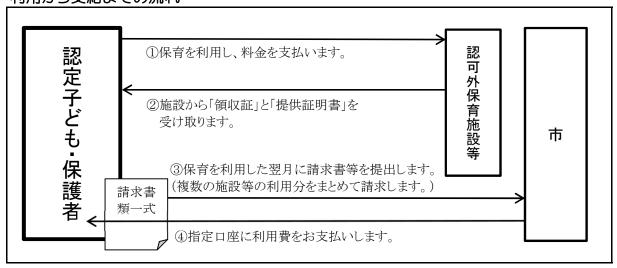
・満3歳となった年度内(市民税非課税世帯のみ)

1人あたり月額16,300円まで

○支給方法

- •無償となる利用費を保護者が市に請求し、直接支払いを受けます。
- •施設の利用費は、一旦全額をお支払いいただきます。

利用から支給までの流れ



- ●施設等利用費の請求には、次の書類が必要です。
 - 1 施設等利用費請求書(償還払い用)
 - 2 特定子ども・子育で支援の提供に係る領収証(請求する利用費分)
 - 3 特定子ども・子育て支援提供証明書(請求する利用費分)
 - ※ファミリー・サポート・センター事業については、上記の2と3に 代えて「活動報告書」を提出します。
 - ※請求者と□座名義人が異なる場合は、秋田市指定の委任状も 必要です。

利用した施設から発行される「領収証」と「提供証明書」は、なくさないよう大切に保管してください。

●手続きができる窓口

- •子ども育成課(市役所本庁舎2階)
- •子ども未来センター(アルヴェ5階)
- •市民サービスセンター(中央、東部および駅東を除きます。)
- ※認可外保育施設(一部施設を除く)を月極契約している場合は、在籍している施設に提出します。

その他注意点

- 秋田市に請求できるのは、秋田市内にお住まいのお子さんの分です。 (秋田市外に在住のかたは、お住まいの各市町村に請求してください。)
- 利用費のお支払いについて

毎月10日までに請求書類の提出があった場合は、請求月の末日までにお支払します。 ただし、10日以降に提出された場合や、書類の不備により確認に時間がかかった場合など、 翌月以降のお支払いとなることがありますのでご了承ください。

● 利用費の請求にあたって

- ・施設等利用費を受ける権利の消滅時効は2年とされていますので、その期間内に請求があれば、給付を受けることができます。
- ・利用費の支払確認後、その処分に不服がある場合は、支払があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- ・利用費の支払については、支払があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 秋田市を被告(被告の代表者は秋田市長)として、処分の取り消しの訴えを提起することが できます。ただし、上記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったこと を知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができま す。

◆お問い合わせ先

秋田市子ども未来部子ども育成課

電話番号: 018-888-5692 FAX番号: 018-888-5693